

学校法人東京経済大学任期制の教員に関する規程

2016年4月1日

制定

(目的)

第1条 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律(以下「大学教員任期法」という。)(平成9年6月13日法律第82号)第5条第2項の規定に基づき、本学において任期を定めて任用する教員について定めることを目的とする。

(職種名等)

第2条 大学教員任期法第4条第1項第1号により任期を定めて任用できる職種名、組織、任期、再任及び学内関連規程については、別表のとおりとする。

(別職種での再雇用)

第3条 任期制の教員として雇用されていた者を別職種にて再雇用しようとする場合は、改めて各職種の規程にて定めた手続をとるものとする。

2 前項の場合の雇用期間は、各職種の任期にかかわらず、任期制の教員としての各職種の雇用期間を合わせて10年を超えないものとする。ただし、二つの契約期間の間に6カ月以上の空白期間がある場合には、空白期間以前の雇用期間は合算に含めないものとする。

3 前項にかかわらず、10年を超えて雇用する時点での職種が非常勤講師である場合は、この制限を適用しないものとする。

(労働契約)

第4条 任期制の教員を任用する場合は、任期を定めた労働契約を締結するものとする。

(公表)

第5条 この規程は、大学教員任期法第5条第4項により、本学のホームページ等に掲載し、広く周知を図るものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、教学改革推進会議が発議し、大学運営会議及び代議員会の議を経て、理事会が行う。

付 則

1 この規程は、2016年(平成28年)4月1日から施行する。

2 第3条第2項の雇用期間の合算は、2013年(平成25年)4月1日以降に開始した有期雇用契約を対象として行うものとする。

別表

職種名	組 織	任 期	再 任	学内関連規程
客員教授	経済学部 経営学部 コミュニケーション学部 現代法学部 経済学研究科 経営学研究科 コミュニケーション学研究科 現代法学研究科	1年以上 2年以内	可。ただし、通算4年を限度とする。	客員教授規程
特任講師	経済学部 経営学部 コミュニケーション学部 現代法学部	3年	可。ただし、再任の場合の任期は1年とし、2回を限度とする。(通算5年)	特任講師規程
特命講師	経済学部 経営学部 コミュニケーション学部 現代法学部	2年	可。ただし、4回を限度とする。(通算10年)	特命講師規程
非常勤講師	経済学部 経営学部 コミュニケーション学部 現代法学部 経済学研究科 経営学研究科 コミュニケーション学研究科 現代法学研究科	1年以内	可。	非常勤講師規程 非常勤講師資格規程